

令和5年度第1回北区子ども・子育て会議子ども・子育て支援計画部会 次第

日時：令和5年5月11日（木）18時30～
場所：北とぴあ15階ペガサスホール

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について
- ②「(仮称) 北区子ども条例」に関する事項について

3 その他の事項

4 閉会

【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1	①第5期 北区子ども・子育て会議委員一覧	5/2メール送付及び当日配付
	②(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会名簿及び子ども・子育て支援計画部会・子ども未来応援プラン部会の各事務局について	5/2メール送付及び当日配付
資料2	①「北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた関連会議体等のスケジュール	5/2メール送付及び当日配付
	②「北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方	5/2メール送付及び当日配付
	③「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」の構成について	5/2メール送付及び当日配付
	④「北区子ども・子育て支援総合計画」の体系	5/2メール送付及び当日配付
資料3	①「次世代育成支援行動計画」の体系について	5/2メール送付及び当日配付
	②「次世代育成支援行動計画」の施策目標（現行計画及び赤字修正版）	後日メール送付及び当日配付
	③「次世代育成支援行動計画」の施策目標（新旧対照表）	後日メール送付及び当日配付
資料4	「子どもの未来応援プラン」の体系について	5/2メール送付及び当日配付
資料5	①(仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方（案） 令和5年5月 北区	5/2メール送付及び当日配付
	②特別区子どもの条例制定自治体一覧表と北区比較	5/2メール送付及び当日配付
	③(仮称) 北区子ども条例アンケート（案）	後日メール送付及び当日配付
	④令和5年度の取組み予定について	5/2メール送付及び当日配付
	⑤GIGAスクール端末を活用した区立小学校児童（4～6年生）へのアンケート結果	5/2メール送付及び当日配付
	⑥東京家政大学4年生への子ども条例についての意見結果	後日メール送付及び当日配付

【事務局】子ども未来課子ども未来係 小泉・梅村・伊藤・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

○第5期 北区子ども・子育て会議委員一覧
 (令和3年8月1日～令和5年7月31日)
 ○第5期 北区子ども・子育て会議各部会委員一覧

構成	No.	氏名	所属	備考	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
学識経験者	1	岩崎 美智子	東京家政大学教授	部会長		○
区民等	4	久保田 遼	公募委員			○
区内団体推薦	6	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク			○
区内団体推薦	7	小野澤 哲男	北区民生委員児童委員協議会			○
区内団体推薦	12	影澤 博明	北区立小・中学校 PTA連合会			○
区職員・ 関係行政機関	13	奥村 宏	北区立中学校長会			○
区職員・ 関係行政機関	14	野田 忠	東京都北児童相談所			○
区職員・ 関係行政機関	17	大島 幸子	北区立児童館長会			○
学識経験者	2	石黒 万里子	東京成徳大学教授	部会長	○	
区民等	3	大河原 はるか	公募委員		○	
区民等	5	野上 智宏	公募委員		○	
区内団体推薦	8	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会		○	
区内団体推薦	9	鹿田 昌宏	北区医師会		○	
区内団体推薦	10	鈴木 將雄	北区青少年地区協議会		○	
区内団体推薦	11	田邊 茂	北区私立幼稚園協会		○	
区職員・ 関係行政機関	15	關口 泰正	北区立小学校長会		○	
区職員・ 関係行政機関	16	三田 理恵	北区立保育園長会		○	

※五十音順、敬称略

人数 17名

9名

8名

※赤字は令和5年度新委員

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会名簿及び
子ども・子育て支援計画部会・子ども未来応援プラン部会の各事務局について

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会名簿			
(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員		子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
委員長	子ども未来部長	○(部会長)	○(部会長)
副委員長	教育振興部長	○(副部会長)	○(副部会長)
委員	政策経営部企画課長	—	—
	総務部多様性社会推進課長	○	—
	危機管理室生活安全担当課長	—	—
	福祉部障害福祉課長	—	—
	健康部健康推進課長	○	○
	教育振興部教育政策課長	○	—
	教育振興部学校支援課長	—	—
	教育振興部教育指導課長	○	—
	教育総合相談センター所長	—	○
	子ども未来部児童相談所開設準備担当課長	○	—
	子ども未来部子どもわくわく課長	○	—
	子ども未来部保育課長	○	—
	子ども未来部子ども家庭支援センター所長	—	○
※	福祉部生活福祉課長	—	○

(庶務: いずれも子ども未来課子ども未来係において処理する。)

※ 「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」策定検討委員会設置要綱第5条第3項の規定により、委員長が出席を求める者

参考

「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」策定検討委員会設置要綱

第5条 (略)

2 (略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

「北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた関連会議体等のスケジュール（令和5年4月28日現在）

	子ども・子育て会議	策定検討会	教育委員会	校園長会	文教子ども委員会	その他
2022年 12月	第39回(12月20日) ①スケジュール ②ニーズ調査の回収率報告 ③枠組み等(提示)	第2回(12月13日) ①スケジュール ②ニーズ調査の回収率報告 ③枠組み等(提示)				
2023年 1月						
2月	第40回(3月上旬) ①調査報告書(事前送付) ②枠組み等(最終提示) ③次世代体系(提示) ④貧困プラン体系(提示) ⑤部会の提案(次世代・貧困/支援事業)	第3回(2月下旬) ①調査報告書 ②枠組み等 ③次世代体系(提示) ④貧困プラン体系(提示)	3月 ①調査報告書完成の報告 ②子子支援計画策定の実施	3月 ①調査報告書完成の報告 ②子子支援計画策定の実施	2月28日 ①調査報告書完成の報告 ②子子支援計画策定の実施	【調査】 支援事業計画の事業の確認 見込み量・確保方策の手法の確認 【関係機関・各課配布】 区民意向調査報告書
3月						
4月		第4回(4.28) 施策目標(素案)				【全庁調査】 体系と付随する計画 主な取り組み事業の調査
5月	専門部会(5月～6月) 施策目標 量見込み数値(素案)(提示) 個別目標(リード文のみ)	第5回(5.31) 施策目標 量見込み数値(素案)(提示) 個別目標(リード文のみ)				基本計画との調整
6月						
7月	第41回(7.24～7.27) 専門部会での検討内容報告 個別目標事業 量見込み数値(提示)	第6回(7.5～7.7) 個別目標事業 量見込み数値(提示) ·				
8月						
9月		第7回(9月上旬) 子子支援計画(案提示)				
10月	第42回(9月下旬) 子子支援計画(案提示)	第8回(10月) ①子子支援計画(案)完成報告 及びパブコメ実施について				
11月	第43回(10月下旬) 子子支援計画(案)完成報告及びパブコメ実施について		11月定例会 ①子子支援計画(案)完成報告 及びパブコメ実施について	11月 ①子子支援計画(案)完成報告 及びパブコメ実施について	11月末 ①子子支援計画(案)完成報告 及びパブコメ実施について	
12月	第44回(12月) (子子支援計画以外の議題で実施)					12月 パブコメの実施
2024年 1月						
2月	第45回(2月) ①パブコメ実施結果報告	第8回(2月) ①パブコメの実施結果報告	2月 ①パブコメの実施結果報告	2月 ①パブコメの実施結果報告	2月下旬～3月上旬 ①パブコメの実施結果報告及び 会派意見聴取	
3月						①文教子ども委員会開催後に 冊子の配布 ②北区ニュース・HPで公開
4月以降						

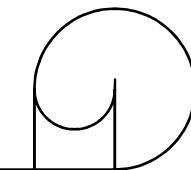
網掛けの色の違いは、検討項目の違いです。同じ色で、時系列で先に表示しているのが、最初に提示するタイミングです。後に同じ色で表示しているのが、決定させたいリミットです。

「北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方

1 基本理念

すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう
子どもの育ちを支援するまち

新北区基本構想では、世代を超える全員が「自分らしく輝き健やかに暮らせる」ことを謳っていますが、(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画では、子どもを主人公として位置づけることを理念とします。



◎1 基本理念の考え方

新基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」から引用してアレンジしました。「すべての子ども」が誰一人取り残されることなく成長できるよう「育ちを支援するまち」として基本理念を掲げます。

◎2 (1) 基本的な視点の考え方

既存計画の基本的な視点は「子どもの人権を尊重し 『子どもの最善の利益』の実現を目指す」となっており、「子どもの権利」を尊重し、「子どもの最善の利益」につながるといった「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づくものです。この基本的な視点については、前回から変更がないものと考えておりますが、「人権の尊重」よりも「権利の保障」という言い方が頻繁にされるようになったのではと考え、一部文言を修正する形とします。

◎2 (2) 基本方針の考え方

新基本構想と既存計画の表現とを融合させました。
現行の子ども・子育て支援計画の3本柱に、子どもの未来応援プランを引き継ぐ形で4本目の柱を記載するとともに、貧困解消的な要素を削除しました。4本目に貧困解消的な視点として、未来に向かってだけでなく、現在も安心して生きるという意味を込めています。
新基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」から引用しています。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

すべての子どもの権利が保障され
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。これを進めるには、児童の権利に関する条約(※)にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、この子どもの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へつながっていきます。
北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を開拓していきます。

(2) 基本方針

“子どもの成長”への支援

○ 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

“すべて”の子育て家庭への支援

○ 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

“まちぐるみ”での子育て支援

○ 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ(地域全体)で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

“子どもが夢と希望をもって安心して生きる”ための支援

○ 北区のすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。

※児童の権利に関する条約:通称「子どもの権利条約」。子どもの基本的人権を国際的に保証するために定められた条約です。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

「北区子ども・子育て支援総合計画2024」の構成について

◎次期計画の構成の考え方

- 「北区子ども・子育て支援計画2020」と「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を統合するとともに、継続性という観点から「北区子ども・子育て支援計画」の基本理念や基本的な視点、基本方針等を引き継ぎ展開していきます。
- 基本構成は「北区子ども・子育て支援計画2020」とし、①「次世代育成支援行動計画」②「北区子どもの未来応援プラン」③「子ども・子育て支援事業計画」の各施策について整理し掲載します。
- 第2章に子ども・子育てを取り巻く現状と課題、既存計画の実績等を掲載することで、計画の目的及び子ども・子育てをとりまく現状と課題についてわかりやすく掲載し、第3章からの計画本編につながる構成とします。

「北区子ども・子育て支援計画2020」の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の背景と目的
- 計画の位置づけ
- 計画の期間
- 計画の策定方法

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 子ども・子育てを取り巻く現状
- 教育・保育施設の利用状況
- 北区子ども・子育て支援計画2015の実績
- 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 子ども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的考え方

- 基本理念
- 基本的な視点と基本方針
- 北区子ども・子育て支援計画2020の体系

第4章 次世代育成支援行動計画

- 次世代育成支援行動計画の考え方
- 施策目標
- 次世代育成支援行動計画の体系
- 個別目標別主な取組
 - 施策目標1 家庭の育てる力を支援
 - 施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり
 - 施策目標3 未来を担う人づくり
 - 施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 - 施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

現行計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 区域設定
- 人口推計
- 子ども・子育て支援事業計画の体系
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

第6章 計画の推進に向けて

- 計画の推進状況の把握
 - 地域・関係団体・関係機関との連携と協働
- 資料編
- 主な取組事業一覧
 - 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
 - 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
 - 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
 - 児童憲章
 - 児童の権利に関する条約
(子どもの権利条約)(抜粋)

「北区子ども・子育て支援総合計画2024」の構成

新計画

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の背景と目的
- 計画の位置づけ
- 計画の期間
- 計画の策定方法

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 子ども・子育てを取り巻く現状
- 教育・保育施設の利用状況
- 北区子ども・子育て支援計画2020の実績
- 北区子どもの未来応援プランの実績
- 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 子ども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的考え方

- 基本理念
- 基本的な視点と基本方針
- (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の体系

第4章 次世代育成支援行動計画

- 次世代育成支援行動計画の考え方
- 施策目標
- 次世代育成支援行動計画の体系
- 個別目標別主な取組
 - 施策目標1 家庭の育てる力を支援
 - 施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり
 - 施策目標3 未来を担う人づくり
 - 施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 - 施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

第5章 子どもの未来応援に関する計画

- 子どもの未来応援に関する計画の考え方
- 施策目標
- 子どもの未来応援に関する計画の体系
- 子どもの未来応援に関する主な取組

第6章 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 区域設定
- 人口推計
- 子ども・子育て支援事業計画の体系
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

第7章 計画の推進に向けて

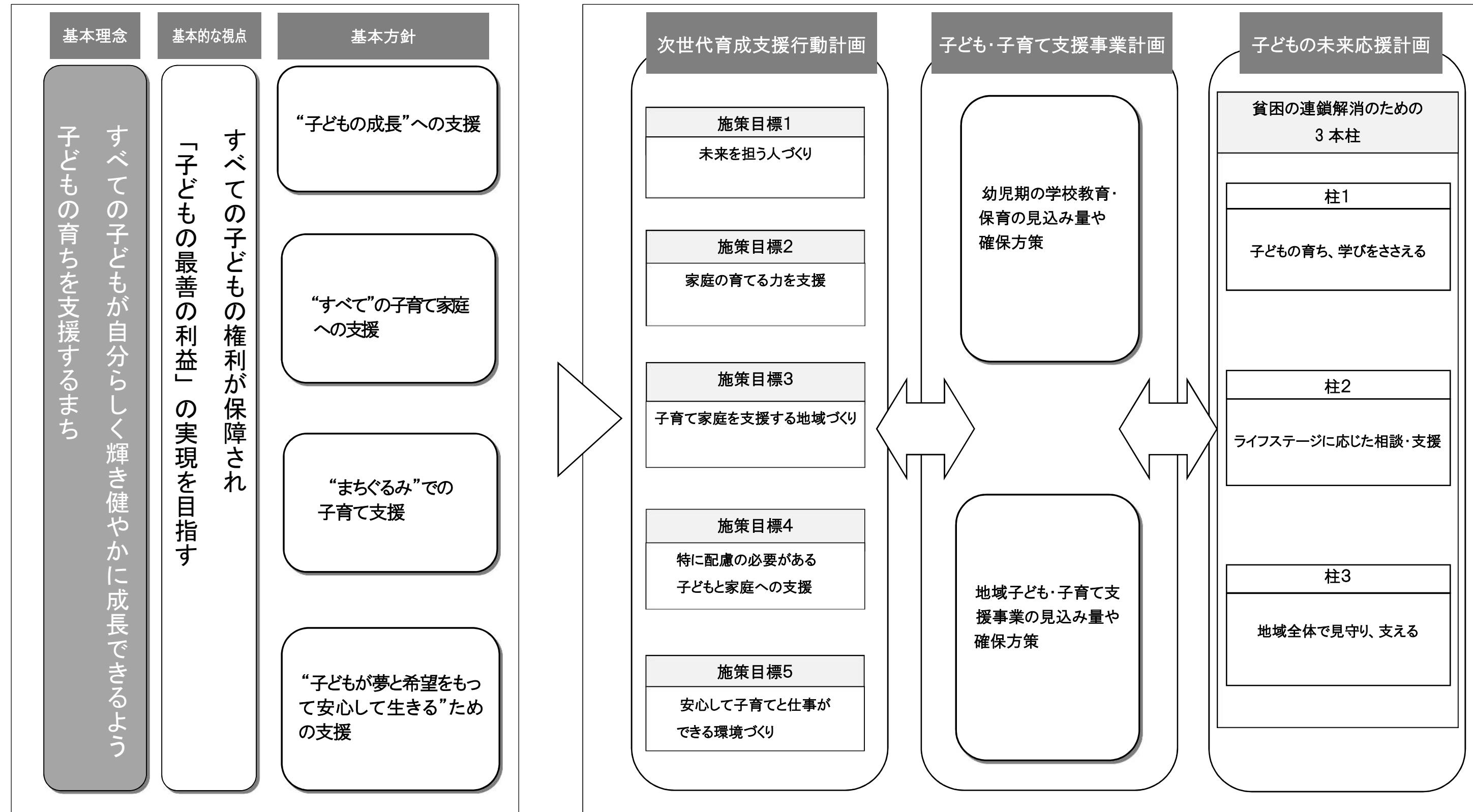
- 計画の推進状況の把握
 - 地域・関係団体・関係機関との連携と協働
- 資料編
- 主な取組事業一覧
 - 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
 - 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
 - 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
 - 児童憲章
 - 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)



「北区子ども・子育て支援総合計画」の体系

◎「北区子ども・子育て支援総合計画」の体系の考え方

基本理念に基づき、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」を掲載するとともに、貧困家庭や事情を抱える子どもたちへの支援として「子どもの未来応援に関する計画」を一体とした、子ども・子育て支援に関する総合計画として、各計画における取り組み事業の骨組みとなる体系を整理する。



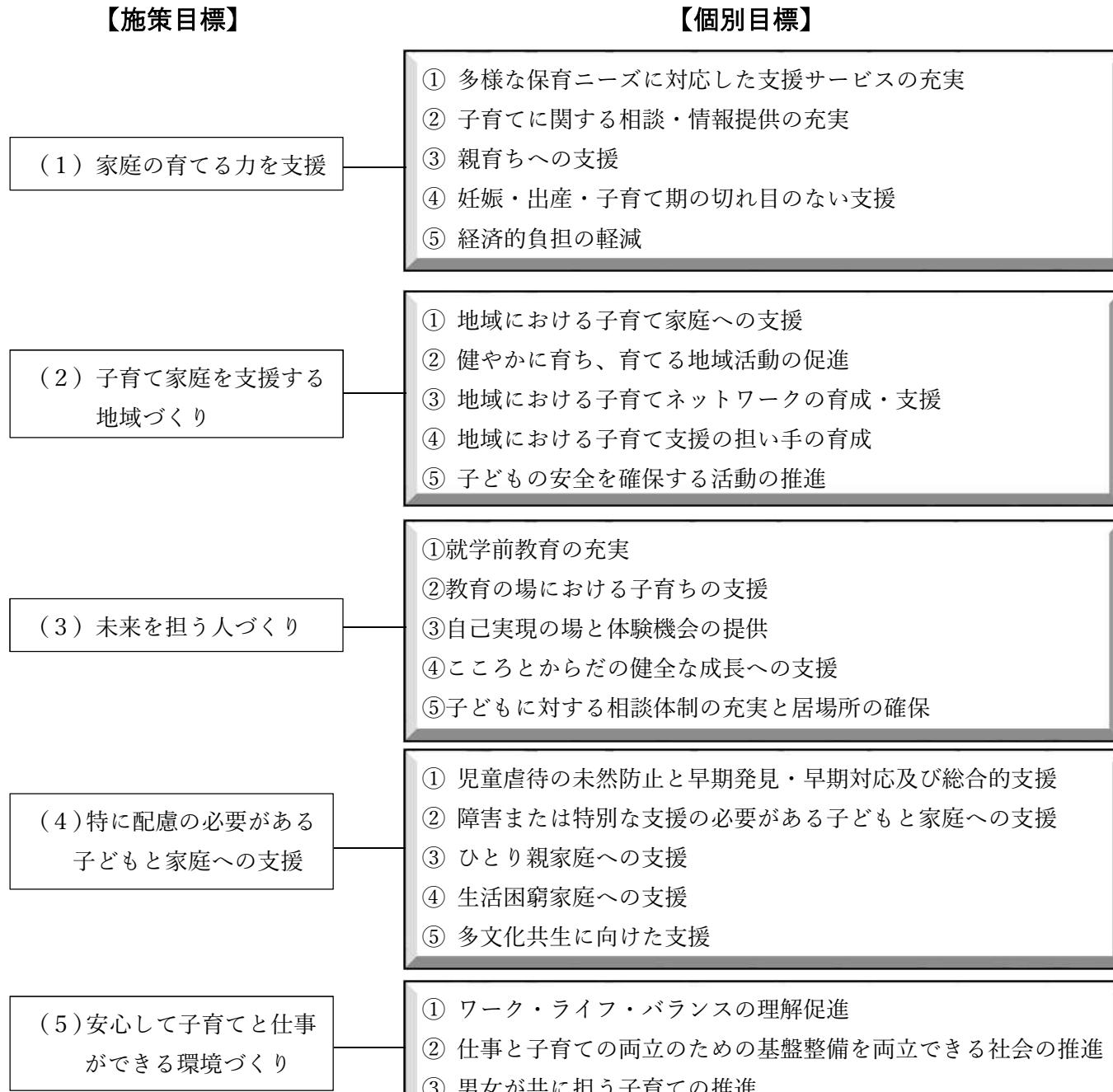
「次世代育成支援行動計画」の体系について（素案）

◎考え方

次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。

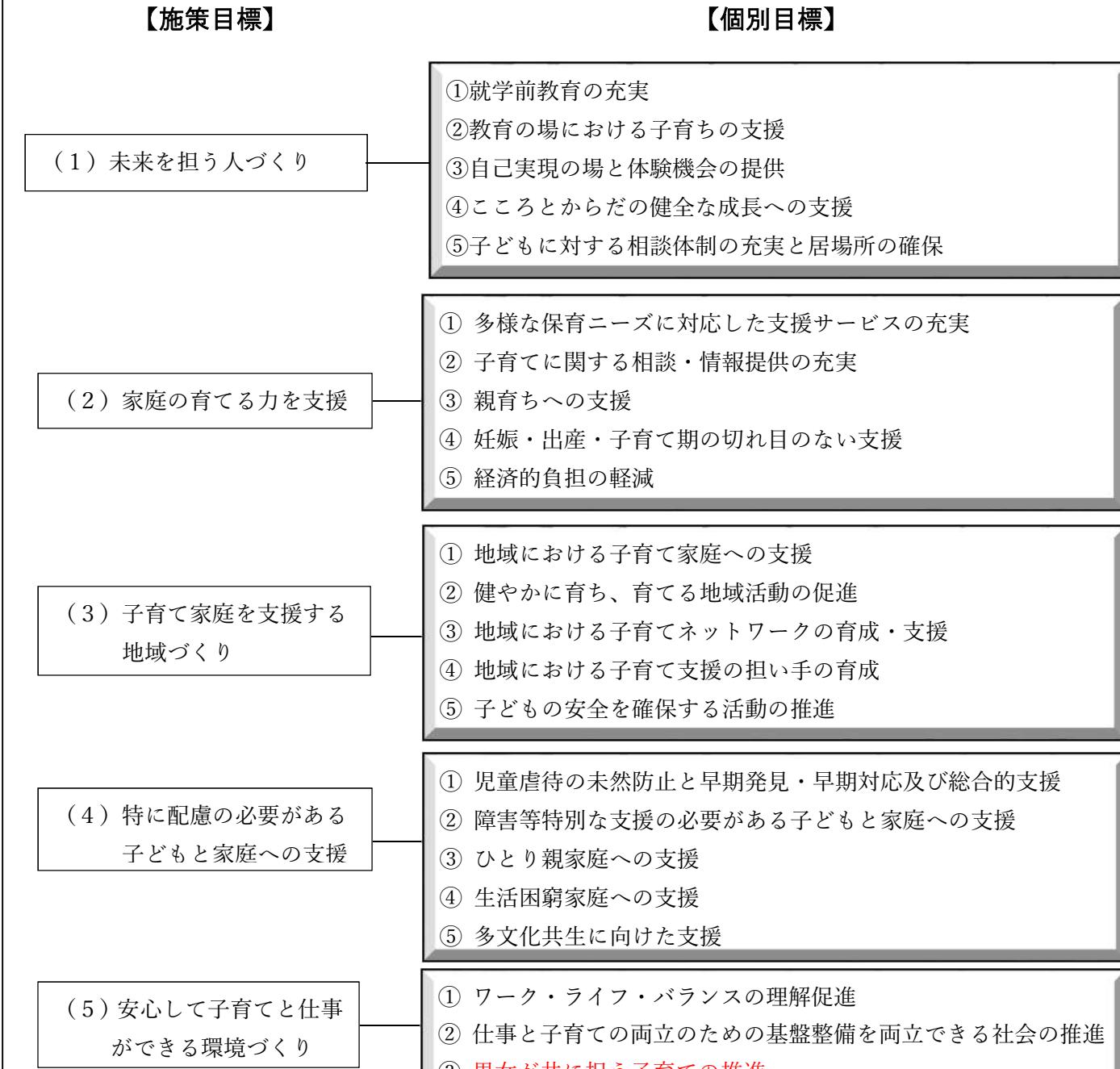
「北区子ども・子育て支援計画2020」における体系

現行計画



「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」における体系(案)

令和5年3月現在



修正案 性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進

2 施策目標

本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てできるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

WANPUG

施策目標3 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育ち支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。

2 施策目標

本計画の基本理念である「**すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち**」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持つてよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育ち支援を図ります。

また、**子どもの権利を保障し**、「**子どもの最善の利益**」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、**子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実**を図ります。

さらに、**子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立**のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標2 家庭の育てる力を支援

子どものより良い育ちを実現するために、**子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実**を図ります。

安心して妊娠・出産・子育てできるよう、**多様で質の高い保育サービスの提供**や**相談・情報提供の充実**、**経済的負担の軽減策など**、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

また、出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「**親育ち**」の**取組みを推進**します。

施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、**子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくり**を推進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもが一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。

また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

さらに、子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、**子どもの見守り等の安全を確保する活動**、**子育ての支援活動を促進**します。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。

子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。

また、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができる、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。

ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。

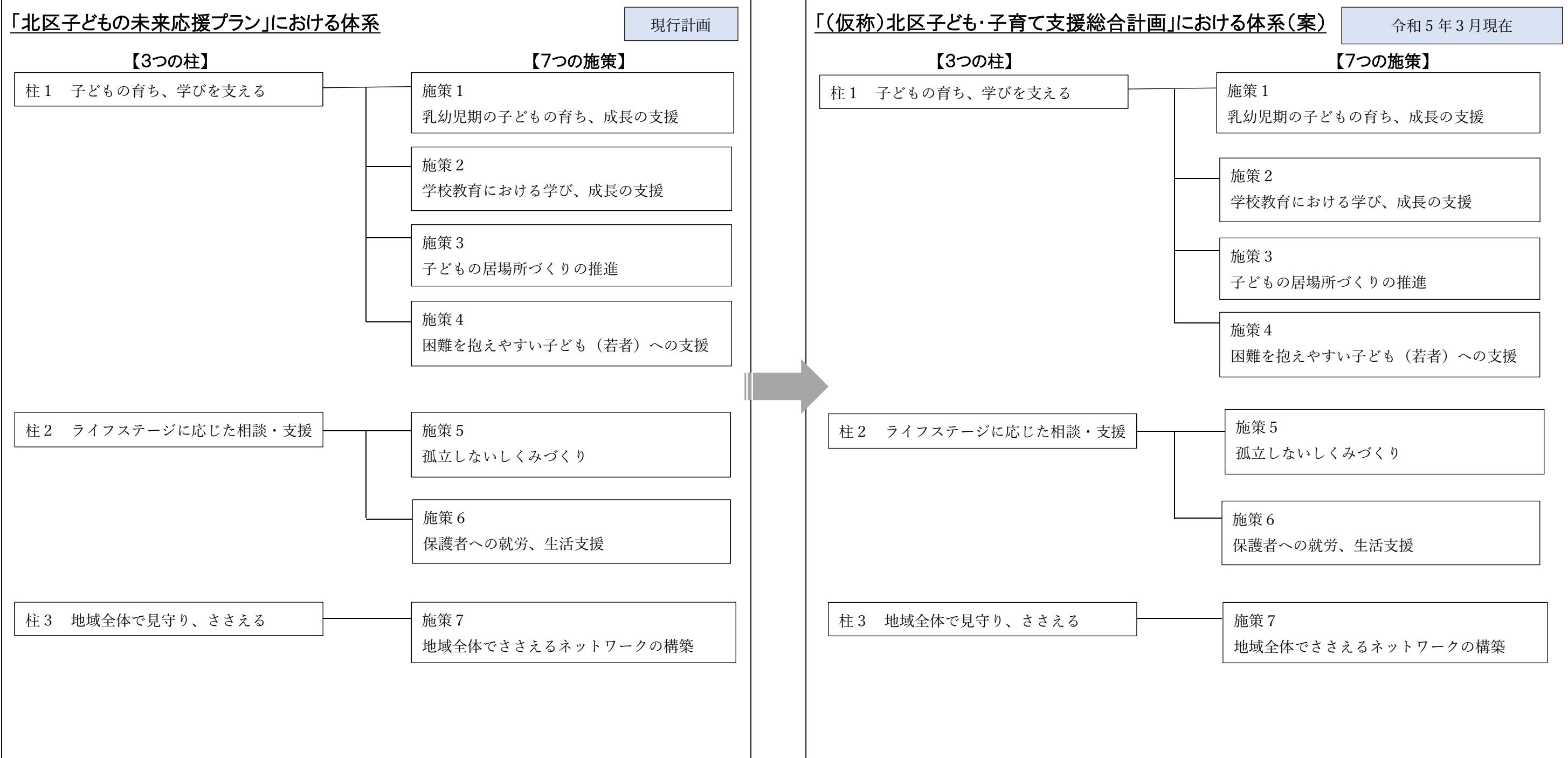
2024計画案	現行(2020計画)
2 施策目標 本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。	2 施策目標 本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。
施策目標2 家庭の育てる力を支援 <p>子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります。</p> <p>安心して妊娠・出産・子育てできるよう、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。</p> <p>また、出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します。</p>	施策目標1 家庭の育てる力を支援 <p>楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。</p> <p>また、安心して妊娠・出産・子育てできるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。</p>
施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり <p>地域の中で子どもが健やかに育つよう、子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します。</p> <p>保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもが一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。</p> <p>また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。</p> <p>さらに、子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。</p>	施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり <p>地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。</p> <p>保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。</p> <p>また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。</p>
施策目標1 未来を担う人づくり <p>次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。</p> <p>また、子どもの権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。</p>	施策目標3 未来を担う人づくり <p>次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。</p> <p>また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。</p>
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援 <p>子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。</p> <p>子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めています。</p> <p>また、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。</p>	施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援 <p>子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。</p> <p>また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。</p>
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり <p>より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。</p> <p>さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。</p>	施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり <p>安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。</p>

「子どもの未来応援に関する計画」の体系について（素案）

◎考え方

既存計画の貧困対策3本柱と7つの施策を継続的に掲げることで、既存計画の考え方を継承する。基本的には既存計画の取り組みを継続して推進すると共に、ヤングケアラーへの支援や養育費支援等新たな施策を盛り込む形として事業の整理を行っていく。

なお、（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画内の次世代育成支援行動計画と重複する部分があるため、掲載方法については今後精査をしていく。



(仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和5年5月 北区

この「条例の基本的な考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称) 北区子ども条例を制定することとします。

1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則（目的、基本理念、定義、各主体の役割）
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの権利の保障
 - ①子育て・養育支援
 - ②子どもの安全、安心の保障
 - ③子どもの意見表明、参加の支援
 - ④自分らしさ、個性の尊重
 - ⑤子どもの居場所作り
 - ⑥子どもの権利擁護
- (5) 子どもの権利の相談及び救済
- (6) 子どもの権利の普及

2 条例の内容

(1) 前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

(2) 総則部分

① 目的

- ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

② 基本理念

- ・「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

③ 定義

- ・「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を認めることが適當な者も含む。
- ・「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- ・「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者のことをいう。
- ・「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、活動する施設及び団体をいう。

④ 北区の役割

- ・区は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区は、区民等の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

⑤ 保護者の役割

- ・保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。

⑥ 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

- ・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、施設内で**その活動において**子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

(3) 子育て、養育支援

① 子どもの育ちへの支援の保障

- ・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要な支援を受けることが保障されること。

② 養育環境の保障

- ・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行うよう努めること。

(4) 子どもの安全、安心の保障

① 子どもの成長と安心の保障

- ・子どもは、保護者に愛情を持って**家庭的な環境のもとで**育まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

② 虐待、体罰等の禁止

- ・虐待、体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- ・子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など大人に助けを求めることができること。
- ・区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止と**救済**のために必要な措置を講ずること。

③ 子どもが安全、安心に暮らせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

④ 子どもの貧困の防止

- ・区は、すべての子どもが誰一人取り残されことなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

⑤ いじめその他の権利侵害の防止

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。

(5) 子どもの意見表明、参加の支援

① 子どもの意見の尊重と参加

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び団体等の運営において子どもの意見反映、参加に努めること。

(6) 自分らしさ、個性の尊重

- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(7) 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

(8) 子どもの権利擁護

① (仮称) 子どもの権利擁護委員の設置

- ・区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため「(仮称) 子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- ・「(仮称) 子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- ・任期は2年とし、再任を妨げないこと。
- ・守秘義務を課すこと。

② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の相談、その改善や救済、回復のための助言や支援を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。
- ・判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。

- ・毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。
- ・区は、「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- ・保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に協力するよう努めること。

(9) 子どもの権利の普及

①子どもの権利の普及啓発

- ・区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
- ・児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

②推進体制の整備

- ・子どもの権利に関する普及啓発を進めていくため、推進体制を整備する。

資料5②

都内の子どもの条例制定自治体と内容

令和5年3月1日現在

No.	内容/項目	1 世田谷区	2 目黒区	3 豊島区	4 江戸川区	5 中野区	6 北区
1	自治体名	世田谷区	目黒区	豊島区	江戸川区	中野区	北区
2	条例名称	子ども条例	子ども条例	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例	子どもの権利に関する条例	(仮称)北区子ども条例
3	施行日	平成14年4月1日	平成17年12月1日	平成18年4月1日	令和3年7月1日	令和4年4月1日	令和6年4月予定
4 構成	1 前文	○	○	○	○	○	○
	2 条数	32条	22条	37条	11条	28条	検討中
5 取組主体	1 自治体の役割	○	○	○	○	○	○
	2 保護者の役割	○	○	○	○	○	○
	3 学校の役割	○	○	○	○	○	○
	4 施設等の役割	—	○	○	○	○	○
	5 都民・区民(市民)の役割	○	○	○	○	○	○
	6 事業者の役割	○	○	○	○	○	○
6 テーマ	1 子育て・養育支援	○	○	—	○	○	○
	2 育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○
	3 子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○
	4 子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○
	5 いじめ対応	○	○	△	○	○	○
	6 虐待の防止	○	○	○	○	○	○
	7 自分らしさ・個性の尊重	○	○	○	○	○	○
	8 子どもの居場所	○	○	—	—	○	○
	9 子どもの貧困の防止	—	—	—	—	○	○
7	権利擁護委員の設置	○	○	○	○	○	○
8	子育て施策全般に係る推進委員	—	○	○	—	○	※
9	子供の権利の普及啓発に係る推進委員会	—	—	—	—	—	△

※子ども子育て会議設置条例で規定。

「(仮称) 北区子ども条例 アンケート (概ね令和5年7～8月頃の実施を想定)」(案)

・GIGAスクール端末を活用し、区立小中学校で児童・生徒を対象（小学生については4年生以上を対象とする予定）に実施する。

・質問項目は5つ

①条例の名称について

②条例の前文について

ア＝スタイル（選択式）

イ＝キーワード（自由に）

③盛り込むべき権利

※「子どもの意見表明権」など子どもの権利条約及び先行自治体の多くで謳われている基本的な事項については盛り込むことを前提とし、オリジナリティが高いものについて、意見を聞く形とする。

④条例についての自由意見

・アンケートの内容は、5月～6月に開催する子ども・子育て会議の部会の中で意見聴取を行い、固めていく（1回目に区素案を提示し、2回目には1回目で寄せられた意見及びその他の場で寄せられた意見を反映し修正したものを提示する）。

<その他>

・条文の体裁の検討について、子ども・子育て会議の部会の中で、例えば「自分らしさ、個性の尊重」等についての条文をサンプルとして取り上げ、意見聴取を行う。その結果については、北区の法規上の取扱い等を踏まえ、可能な範囲で、区の作業として、条例全文に反映させていく。

<条例案>

(自分らしさ、個性の尊重)

第??条 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、誰一人取り残されることなくその権利が保障されます。

(子どもの権利擁護)

第??条 区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため「子どもの権利擁護委員」を置きます。

2 「子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と見識を有する者のうちから区長が委嘱します。

・条例の条文については、条例の正式な文言とは別に小学生以下の子どもや外国人児童にも理解できるよう「やさしい日本語版」の作成を検討する。

<以下、アンケートの内容について>

<はじめに>

北区では、子どもたちが大切にされ、家庭・学校・地域等あらゆる場所・場面で「子どもの権利」が守られるよう、すべての区民が支援を行っていくようにするために、「(仮称) 北区子ども条例」の制定に向けた取り組みを進めています。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られることが



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になつたら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ)

区立小中学校の生徒の皆さんには、令和4年12月にアンケートを実施させていただきましたが、その結果を踏まえ、今回より具体的な条例の内容について、ご意見をいただきたくアンケートを実施することとしました。

問1 条例の名称について、どのようなものがいいと思いますか？

ア、「権利」という言葉を含んだもの

例として、「北区子どもの権利条例」、「北区子どもの権利を守る条例」など

イ、「未来」という言葉を含んだもの

例として、「北区子ども未来条例」「北区未来に羽ばたく子ども条例」など

ウ、その他

条例の名称案、若しくは名称に盛り込みたい文言があれば記入してください。

【意見欄】

問2 条例の前文について

「前文」とは、法律などの本体の前置きで、制定の理由や基本原則などを記すものです。

(1) 前文はどのような形式のものがよいと思いますか？

ア、制定する区側の思い・目的等を文章形式したもの

例：(江戸川区の条例を参考)

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなとの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

北区は、児童の権利に関する条約の考え方をもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

イ、箇条書きで、子ども・大人・区、それぞれの立場から宣言等を述べるような形式

例：(北区策定「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参考)

<子どもから大人へのメッセージ>

1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことできることが違います。それぞれの状況を考慮したうえで、成長のための支援をするようにしてください。
- 3.

<大人から子どもへのメッセージ>

1. 私たち大人は、子どもたちを1人の人として尊重します。
2. 私たち大人は、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で手厚く必要な支援を行っていきます。
- 3.

<区から区民に向けてのメッセージ>

1. 区は、子ども真ん中社会の実現に向け、努力します。
2. 区は、大人と子どもが、交流し、意見交換を行うことができる場を提供できるよう、努力します。

ウ、子どもたちからのメッセージを発信する形式

例：(武蔵野市の条例を参考)

北区は子どもの権利条約に基づき、区民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを發揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあります。おとの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長でき

ます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのこと願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

エ、その他

【意見欄】

(2) 前文に盛り込んだ方がよりと思う、文言・キーワード・文章等があったら教えてください。(いくつでも可)

【意見欄】

問3 条例文には、子どもたちに関するさまざまな権利を保障する旨盛り込みたいと考えています。

★現在、区で条例に盛り込みたいと考えている子どもたちに関する権利

		
1. 子どもの安心・安全	2. 子どもの意見表明・参加	3. いじめ対応
		
4. 虐待の防止	5. 自分らしさ・個性の尊重	6. 子どもの居場所
		
7. 子どもの貧困防止		

(1) 上表で示した権利に加えて、次の①～⑥のような権利の保障について、権利について、あなたは（仮称）北区子ども条例に盛り込んだほうが良いと思いますか？ それとも盛り込まない方がよいと思いますか？ また、あなたがそう考える理由等があれば簡単に教えてもらえるとありがとうございます。

① 克服しがたい状況から退避できる権利

<原案の説明>

子ども・子育て会議では、「休息する権利」を盛り込んではといった意見が出され、武蔵野市の条例にも盛り込まれています。もちろん、休息することは子ども・人間にとって大切なことと捉えられるものと考えますが、課題にチャレンジしないことを是としてしまう風潮が助長されてしまうことも懸念されることから、表現を修正してみました。



<解説＝アンケート等で広く周知する>

できないことをできるようにするため努力することは、子どもの成長に不可欠なことです。しかし、子どもたちに堪えがたい苦痛を与え、過度な我慢を強いてまで努力をさせることは決して推奨されるものではありません。また、努力・我慢の限界は、子どもたちそれそれで異なることにも配慮が必要です。子どもたちの側に立てば、努力すること・頑張ること、時には我慢することが必要な場面がある一方、どうしても耐え難い課題に直面した時には、周囲に助けを求め、対比できる権利が保障されてもよいのでは、と考えました。

ア、条例に盛り込んだ方が良い

イ、条例に盛り込む必要はない

ウ、若干修正を加えて、条例に盛り込むとよい

<以下、自由記述>

条例に盛り込んだ方がよいと思う理由、または、そう思わない理由。さらに修正案等があればご意見をお書きください。

【意見欄】

② 周囲の大人と交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み事等を相談できる権利

<解説>

条例の制定準備に当たり、最も多くの子どもたちから寄せられた意見の一つです。意見表明権とも内容が重複するといった捉え方もあり、また、他自治体での例に倣い、前文に同じ趣旨の文言を盛り込む形も考えられますが、条文にも規定することで、大人たち一人ひとりがこのような子どもたちからの思い・要望を受け止め、子どもたちに寄り添った対応ができるようになりますのでは、と考えました。



③ 個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む形での学ぶことができる権利

<解説>

こちらの権利についても条例の制定準備に当たり、最も多くの子どもたちから寄せられた意見の一つです。適用指導教室や日本語学級参加者に行った聴き取りでは、自身の状況・心情に配慮された学びの環境が整備されていることで、幸福感・満足感を得て、意欲的に学習や周囲の大・子どもの関係性の構築に励む様子が確認できました。また、通常の区立小中学校や高等学校に通う児童・生徒からも、なかなか学校に来ることができない児童・生徒に向けた配慮の要望について、数多くの意見が出されました。区では、地域のボランティアによる学習支援教室等を推進するなど子どもたちに対し多様な学習環境の整備に努めていますが、上部に盛り込むことで、今後とも一人ひとりの子どもに適した学びの場の提供に努めるといった姿勢をご理解いただくことにつながるのでは、と考えました。



<以下、参考>

※他自治体で想定されていたり、また、子ども・子育て会議で意見があったもののうち、アンケートでからは除外することとした権利。→子ども・子育て会議の中で、例えば修正のうえアンケートで取り上げるか等といった取扱いの方針を議論できたらと思います。

① 文化・芸術的活動へ参加できる権利

<説明>

子どもの権利条約の31条は次のような条文となっています。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。

「文化的及び芸術的な生活」への参加は謳いつつも、「文化的及び芸術的な活動」については、自由な参加を必ずしも認めていません。北区では、義務教育の場や就学前教育保育の場で、さまざまな文化・芸術的な活動の機会を提供しているところです。子どもが希望する活動への参加を推進することはある部分で望ましいことありますが、例えば、「一流音楽団による演奏を耳にする機会は子どもたちに認められた権利」といった捉えの飛躍につながることも懸念されます。

② 子どもの発達に応じてプライバシーが尊重されることについて

<説明>

先行自治体では、中野区が盛り込んだ権利です。「発達に応じて」といった制約をきちんと設けてはおりますが、子どもが必要とする親の関与を拒否する権利といった捉えの飛躍につながることも懸念されます。



③ 失敗してもやり直すことができる権利

<説明>

先行自治体では、豊島区や西東京市で前文に盛り込んでいる事例がありますが、子どもたちが他者が考えるよりも失敗を簡単なものと誤解し行動してしまう等といった捉えの飛躍につながることも懸念されます。もし、アンケートの項目として取り上げる場合は、例として「何度もあきらめず挑戦する姿勢を応援する」といったトーンに直した方がよいのではと考えました。



令和5年度の取り組み予定について

1. 「きたコン」を活用した児童・生徒への意見聴取について

令和5年度においては、令和4年度に実施した各意見聴取結果等を活用し、「(仮称) 北区子ども条例」の具体的な条例案文作成を進めるとともに、区立小・中学生に対してさらなる意見聴取を実施し、子どもたちの考えを活かした条例案になるよう進めています。

2. 中学生モニター会議での意見聴取について

条例案について令和5年度中学生モニター会議での検討を進めてもらい、「きたコン」で聴取した意見と合わせて、「(仮称) 北区子ども条例」の条例文案作成に活用します。

3. 大学生への意見聴取について

これまで、小・中・高校生の意見聴取を実施してきました。令和5年度においては、新たに東京家政大学の学生に対して意見聴取を行いました。今後、東京成徳大学の学生に対しても同様の意見聴取を実施する予定です。

4. 令和5年度上半期の検討委員会等会議スケジュールについて

「(仮称) 北区子ども条例」を検討するにあたり、検討のための部会は設けませんが、以下のスケジュール（案）にて実施する「北区子ども・子育て支援総合計画策定部会」（以下、計画策定部会という）及び「子どもの未来応援部会」（以下、未来応援部会という）の場であわせて検討を深めていくこととします。

なお、以下のスケジュール（案）にて実施予定です。

◎上半期検討委員会等会議スケジュール（案）

4月28日	第1回（仮称）北区子ども条例制定検討委員会
5月11日	第1回計画策定部会
23日	第1回未来応援部会
5月31日	第2回（仮称）北区子ども条例制定検討委員会
6月上旬	第2回計画策定部会
下旬	第2回未来応援部会
7月上旬	第2回（仮称）北区子ども条例制定検討委員会
下旬	第1回北区子ども・子育て会議

5. 出張説明会

出張説明会の実施を検討中です（詳細未定）。

6. （仮称）北区子ども条例（案）について

これまでの取組みを反映した条例案を作成し、次回5月31日の府内検討会で提示します。

7. パブリックコメントの実施について

令和5年4月定でパブリックコメントの実施について報告し、令和6年1月定で結果を報告します。その後、北区ニュースで結果を公表する予定です。

(仮称) 北区子ども条例の制定に関する子どもたちからの
意見聴取の取り組みについて
～GIGAスクール端末を活用した区立小学校児童（4～6年生）へのアンケート～

1 実施概要

(1) 実施日程

令和5年2月9日（木）～2月28日（火）

(2) 回答者数：197名（参考：対象となる児童総数は約7,000名）

(3) アンケートの質問項目

「小学生との区政を話し合う会」の議事録配布と併せて、主に以下の3つの項目について意見募集を行った。

- ① 皆さん自身やお友達が、今困っていることや問題などがあったら教えてください。
- ② 子どもたちが今困っていることや問題を解決するために、まわりの大人们からどのような助けや支援があればよいと思いますか。
- ③ (仮称) 北区子ども条例が、どんな条例になればよいと思いますか。

2 回答の概要

(1) 質問① 困っていることや問題など

- ・無記入が26名。また、「特になし」や「ない」が61名。（合わせて全体の44.2%）
- ・悩みを上げた人で、回答数上位は以下のとおり。

1位・・・生活環境に関すること

公園・遊び場に関すること（サッカーなどボール遊びができる場所がほしいに大きな公園がほしい等）・・・18名

交通に関するこ（道路が夜暗いのが嫌だ。高低差がある階段状の坂道では自転車でも通行できるようにしてほしい等）・・・16名

ゴミに関するこ（ポイ捨てが嫌だ等）・・・5名

商業施設に関するこ（大きなショッピングセンターがほしい。もっと自動販売機があるとよい等）・・・5名

夕焼けチャイムのなる時間をもっと遅くしてほしい・・・4名

ゴミ捨て場所などにカラスがいて嫌だ・・・4名

2位・・・学校に関するこ

学校の決まり・規則に関するこ（シャープペンシルを使えるようにすること、体育で長ズボンの着用を可とする等）・・・16名

学校の設備に関するこ（冬にお湯が出るとよい。プール・教室・図書室・校庭が広くなるとよい等）・・・13名

不登校に冠すること（学校に行くことが難しい。友達が学校に来なくて心配など）・・・4名

給食のこと（給食の時間をもっと長くとってほしい。給食の量を増やしてほしい等）・・・4名

その他少数意見として「ルールを守らない児童がいて困る」「体育にも習熟度別のクラス制を取り入れてほしい」「6時間目まで授業がある日が多くたいへん」「楽しみだった行事がコロナ禍で中止になってしまうこと」「性別で優先順位が決まってしまうことがある」等。

3位・・・対人関係

友人関係の悩み（いじめ、からかわれる等）・・・9名

近隣の方に困ること（酔っぱらっている人がいる。何もしていないのに文句を言ってくる人がいる等）・・・4名

その他では、保護者についての悩みを訴えてきた児童が1名

・その他の意見（主なもの）は以下のとおり

- ・何かを決めるときに大人の意見ばかりで子どもの意見を聴いてもらえない。
- ・親は自由になんでもできるのに、子どもの自由を締め付ける。
- ・北区では、高齢者向けの施策が優先され、子育てしにくくなっている。

（2）質問② 周囲の大人からの支援について

※直接困っていることや問題点への改善についての要望のほか、主な意見は以下のとおり。

- ・危険な目にあっている子どもがいたら警察を呼ぶなど助けてほしい。
- ・子どもたちが困っていることを安心して言えるような相談の場所をつくってほしい。
- ・困っている子は直接先生に相談できないことが多いので、友達が相談に乗ってあげて、それを先生に伝えられるとよい。また、必要な場合は、担任ではない先生にも相談できるようになるとよい。
- ・学校のクラスに担任の先生のほかにもう一人先生がいるとよい。
- ・不登校になった子どもは誰でもメンタルトレーニングを受けられるようにしてほしい。また、学校に行きにくい子どものために、自由登校室の設置やオンライン授業の実施を検討してほしい。
- ・子ども一人ひとりの悩みに対応するため、心理士やカウンセラーを十分な時間配置してほしい。
- ・言葉の意味や言われた方の気持ちについて考えられるような講義を増やすとよい。
- ・子どもと大人がもっと話しやすくなるようにしてほしい。例として、先生は定期的に授業の改善点や学校・クラスに導入してほしいものを聞く機会を持つとよい。
- ・アンケートをとって、大人が積極的に相談に乗るようにしてほしい。
- ・子どもたちの意見に耳を傾け、一緒に話し合ってほしい。
- ・本人に関する何かを決めるときにはたとえその人が子どもでも本人の意思を聞くことを義務にしてほしい。
- ・大人は一方的に決めつけることなく、話を聞いて一緒に考えるなど、子どもに寄り添ってほしい。
- ・学校の先生ではない人で、勉強を教えてくれるところがあるとよい。

- ・幼稚園、保育園と小学校との交流が少ないので、交流することを条例で決めるといい。
- ・北区子ども会議のような場を設置して、子どもも区がより良くなるように話し合いに参加できるようにしてほしい。
- ・大人たちが私達にお手本を見せてほしい。私達は大人のことが嫌いでも、大人に世話にならなきゃ生きていけないから。

(3) 質問③ 条例がどのようなものになればよいか

○条例の名称について

- ・「権利」が用いられているもの・・・18名

「子ども権利条例」「権利を守る条例」「自由権利条例」「権利大切条例」「権利保障条例」等

- ・「未来」が用いられているもの・・・15名

「子ども未来条例（未来子ども条例）」「未来わくわく条例」「明るい未来条例」、「快適未来条例」「未来づくり条例」「未来へ羽ばたく子ども条例」「子ども大切に未来守ろう条例」「平和未来条例」「未来義務教育条例」など

- ・その他の意見としては「子ども条例」「子ども安全条例」「子どもコミュニケーション条例」「子どもの居場所を守る条例」「子どもの快適条例」「子どもハッピーワン例」「子どもたから条例」「キッズ条例」「子どもが決めた条例」「児童条例」「がんばれ条例」「子どもみんなの条例」「元気な子ども条例」「子ども支援条例」「子ども環境条例」「子どもの将来を守れ条例」「美しい子ども条例」「楽しい子ども条例」「子ども大好き条例」「希望子ども条例」「平等条例」「明るい子ども条例」「過ごしやすくしよう条例」「子ども自由条例」「子どもの幸せ条例」「子どもすくすく条例」

○条例の周知方法について

- ・歌や動画を作成してSNSを活用して広める。
- ・学校の授業で取り上げる。
- ・マスコットキャラクターを作成してみては。
- ・ポスターの掲示
- ・分かりやすいパンフレットを作成する。
- ・条例を知ってもらうためのイベントを開き、クイズ大会・俳句大会などをやってみたら。
- ・子どもの権利が守られているか、毎年全児童・生徒に評価してもらい、その結果をきちんと公表するなど継続実行することが大切。
- ・北区子どもの権利の日があるとよい。

○その他条例に関する意見

- ・子どもが楽しめる条例になるとよい。
- ・内容を子どもが分かりやすい言葉とする。
- ・一人ひとりが必ず守れる条例となるよう、無理を言うものではなく、逆に緩すぎないようにしてほしい。

東京家政大学4年生への子ども条例についての意見聴取結果

実施日時：令和5年4月19日（水）11:25～12:35

場所：東京家政大学 百周年記念館3階 第3会議室

(1) 小・中・高それぞれの子ども時代を回想して、子どもの権利ということに関して、自分・友人なども含めて、どんな課題がありましたか（20分程度）

また、その課題について、どのような支援があればよかったですか（20分程度）

- ① いじめ・不登校への対応（相談室がどこにあるかわからない、別館にあると行きづらい）。

→入りやすい配置、相談相手が外に出て関わりに行く、担任の空き時間確保と“聞くこと”をベースにすると先生も聞きやすい。

- ② 児童館に行けていない子もいる（親が多忙で行き始める機会がない、申請書等に親からのサインがもらえず参加できない）。

→学校ごとに児童館のスタッフが訪問して普及啓発に努める、申請書等は持参でも可とすれば参加しやすい。

- ③ 校則（その校則がある理由がわからない、必要以上に厳しい校則（下着や髪型等））。
→校則を生徒だけで考える機会を設ける（全体で、先生は口出ししない）、先生自身も校則について考える機会を設けるとよい。

- ④ 年金、税金について説明してほしい（勉強する人との差が大きく生じてしまう）。
→中学3年生等に説明をしてほしい。

- ⑤ 地域の人との関わりが定期的にほしい。

- ⑥ 転園についてもう少し子ども目線で考えてほしい。

→卒園まで通園できることを確約してもらえば子どもは安心できる。

- ⑦ 制服を男女差別なく自由なものが着られるようにしてほしい（例：男子生徒がスカートを着る、女子生徒がズボンを着る）。柔軟に対応するべきではないか。ランドセルの色が多様なように、制服ももっと多様になるべき。

→条約・条例に書かれていることをベースに、もっと社会の雰囲気を変えなければならない。

→身近な人（例えば先生等）が発信をしていくべき（体験談：ジェンダーフリーの先生があり、「別にスカートを男がはいてもいいじゃん」と行動で示していた）。

一方で、校則を緩くしすぎると、どんどん子どもたちの中で悪い方（非行等）に行ってしまうのではないかという懸念もあると思う。

- ⑧ 多文化共生。日本人とフィリピン人のハーフの子が、小規模保育に通っていたからか、小学校に進学したときに自分の名前が書けずに困っていた。

→状況把握のために、5～6歳の就学前の外国籍等の子ども宅を巡回して、子ども及び保護者のサポートをするとよいと思う。

⑨ 学校になじめない子がいた。小学校にはそのような子が行ける学級があったが、中学校にはなかった。

→相談室の先生の人数を増やす。(軽く相談したい人、じっくり相談したい人等それぞれに対応できるようにするため。子どもが思い立ったときにすぐに相談できるよう、相談室の休みの日をなくしたいため。子どもと大人でも相性があり、多様な先生がいる方が生徒との相性等によって最適な先生を配置できるため。)

相談室に入りやすくするために?→設置場所にも配慮が必要。相談は予約制にして相談者のプライバシーを守る。気軽に訪れられるよう普段は遊びに行けるような場所にする。

+ α 子どもの権利条約のテストや授業の実施、子どもの権利条約一覧をシールにして各施設に掲示すると知名度 UP

(2) 北区が子ども条例で規定したほうがよい子どもの権利について (20 分程度)

- 根拠を知る権利、疑問に思ったことを主張できる権利。
- お金の制度について知る権利。
- いろいろな大人と関われる権利。
- 安定した生活の場を守られる権利。
- レベルにあった教育を受ける権利。
- 学校は子どものためにあるもの。子ども中心に考えてほしい。
- 学校の校則に子どもたちが関われる権利。
- 先生を選択する権利 (先生を科目ごとに自分で選ぶことができる。)。
- 学校を知る権利 (学校を自分のやりたいことに合わせて選択できるようにする。)。
- 教育を受ける権利という言い方は、「教育を受けなければならない」等、プレッシャーに感じる可能性がある。
- 「差別の禁止」という言い方をもう少しわかりやすくソフトな言い方にしたい(人の良いところを見つけよう等。)。